



令和6年度は「評価替え」の年

固定資産税は、毎年1月1日現在において固定資産を所有している人が資産価値に応じて納付する税金です。

固定資産税の評価額は、3年に1度全ての土地や家屋の評価を見直し、「評価替え」を行います。本年度が「評価替え」の年になります。

【土地の評価替え】

- 不動産鑑定評価や地価公示価格から求められた価格の7割を目処に評価額を算定します。
- 町内の一部地区の地価は、道路整備などにより上昇していますが、全体的には下落傾向です。
- 「その他雑種地」をはじめ、一部地目において大幅な評価見直しが行われています。

【家屋の評価替え】

- 評価対象家屋と同一のものを新築するとした場合に係る建築費用を計算し、その額に経年減価による補正率を乗じて評価額を算出します。

問い合わせ先

役場税務課固定資産税係
☎(86)1172「直通」

軽自動車税の減免を行っています

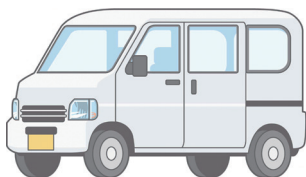
町では、身体障がい者などのために使用される軽自動車などについて、軽自動車税（種別割）の減免を行っています。

令和5年度に減免を受けたかたで、申請した内容に変更がない場合、減免が継続されますので、申請の必要はありません。運転者の変更や免許証の更新など申請内容に変更がある場合は、納期限までに再度、申請が必要です。

※令和6年4月1日までに身体障がい者手帳などの交付を受けているかたが対象です。
※自動車税（県税）との減免の併用はできません。

○申請期限

5月31日（金）



問い合わせ先

役場税務課軽自動車税係
☎(86)1172「直通」

減免対象となる軽自動車税		必要書類
①	社会福祉法人や特定非営利活動団体などが所有し、社会福祉事業や福祉サービスなどを行うために直接使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> 車検証 団体、法人等の規約、定款の写し 自動車運行状況書（他の用途にも使用する場合、提出が必要です）
②	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者のかたが所有するもの 精神障がいまたは知的障がい者のかた、またはそのかたと生計を一つにするかたが所有するもの ※障がいの内容や等級によって減免が受けられない場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税納付書または口座振替用納税通知書 マイナンバーカード（納税義務者） 運転免許証（運転するかた） 車検証（車検のない原付などは除く） 障害者手帳 入院証明書、通所証明書（該当の方のみ）
③	車の構造が身体障がい者などの利用に供するためのもの	上記、必要書類および仕様書、写真など構造について確認できる資料

令和5年度鹿児島学習定着度調査結果

1月16～17日に令和5年度鹿児島学習定着度調査が行われました。この調査は、児童生徒の学力および学習状況を把握し、教員の指導法改善と児童生徒の学力向上につなげることを目的としています。本町の結果は、次の表のとおりです。

県が設定している目標通過率の7割を超えたのは、県の6教科に対し、本町は5教科でした。学力の向上が見られる教科がある一方で、次のような課題も見られました。

- 国語科における「自分の言葉で表現する力」に落ち込みが見られる。
- 全教科を通して「思考力・判断力」をより高める必要がある。

これらの課題を改善するために、各学校と教育委員会が一体となり、より魅力ある授業づくりと家庭学習の充実を図っていきます。

問い合わせ先

町教育委員会学校教育課
☎(86)5525「直通」

〈各学年各教科の通過率 ※赤字7割以上〉

教科	小学5年生		中学1年生		中学2年生	
	長島町	県	長島町	県	長島町	県
国語	69.6	68.5	69.8	75.9	62.8	65.6
社会	72.9	65.3	52.0	54.4	60.9	62.3
算数・数学	79.7	74.6	73.2	74.3	64.5	68.8
理科	84.3	75.4	63.5	66.3	61.6	66.9
英語			74.4	77.0	65.0	71.4